

# 社会福祉法人 緑伸会 評議員等報酬規定

## 評議員選任・解任委員会報酬規定

- 第1条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
- 2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。
  - 3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

## 評議員報酬規定

- 第1条 評議員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
- ただし、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員としての職務に対し、1回につき一人あたり3,000円の日当を支給する。
- 2 日当は、各評議員の年間の出席回数に応じて定時評議員会終了時に支払うこととする。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。